

防整技第7174号  
28.3.31  
一部改正 防整技第14855号  
令和6年6月26日

大臣官房長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官

整備計画局長  
(公印省略)

建設工事に係る事業監理業務積算価格算定要領について（通知）

標記について、建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第17号。27.10.1）5の規定に基づき、別紙第1及び別紙第2のとおり定め、平成28年4月1日以降の入札公告から適用することとしたので通知する。

添付書類：別紙第1及び別紙第2

写送付先：地方協力局長、防衛監察監

配布区分：整備計画局施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

建設工事に係る事業監理業務積算価格算定要領  
 (建築工事、設備工事及び通信工事に係る工事監理業務を除く)

第 1 目的

この要領は、防衛省が発注する建設工事（工事の実施細目について（防整技第 7 1 6 7 号。2 8 . 3 . 3 1）第 2 第 1 号に規定する建設工事をいう。）に係る技術業務のうち、事業監理業務となる防衛施設整備監理業務、防衛施設技術審査業務、積算等技術支援業務及び土木工事に係る工事監理業務を委託する場合の積算価格を算定するために必要な事項を定めるものとする。

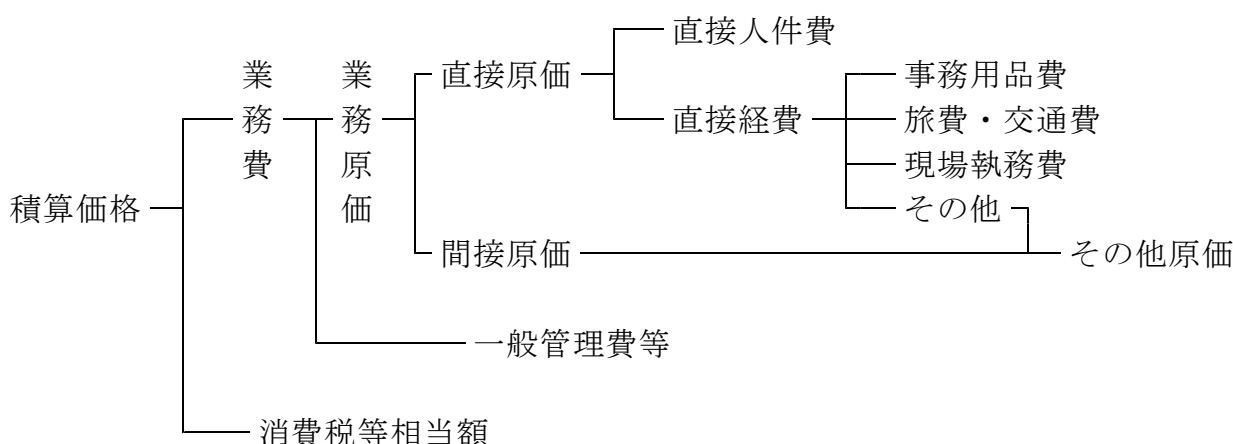
第 2 通則

積算価格の算定にあたっては、事業監理業務の内容等を十分勘案の上、設計図書、事業監理業務委託契約書及びこの要領に基づき適正に行うものとする。

第 3 積算価格

積算価格は、原則として次によるものとする。

1 積算価格の構成



2 積算価格構成費目の内容

(1) 直接人件費

直接人件費は、当該業務処理に従事する技術者の人件費とする。

## (2) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、これ以外の経費については、その他原価として計上する。

### ア 事務用品費

事務用品費は、技術者が現場において、業務処理のために必要な事務用品の費用とする。

### イ 旅費・交通費

旅費・交通費は、次に掲げるものとする。

(ア) 技術者が業務処理のため、本支店、営業所等と防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。）又は現場の間を往復するのに必要な費用。

(イ) 業務処理のため、現地滞在に必要な費用。

### ウ 現場執務費

現場執務費は、次に掲げるものとする。

(ア) 業務処理に必要な車両（業務用車両）に要する費用。

(イ) 業務処理に直接必要な機械器具等に要する費用。

(ウ) 業務処理に必要な現場事務所、宿舍及びその他の仮設備に要する費用。

### エ その他

ア～ウのほか、電子成果品作成費が必要となる場合の費用であり、その他の費用については、その他原価として計上するものとする。

## (3) その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）で、次に掲げるものとする。

### ア 間接原価

当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費等、当該業務の業務原価のうち直接原価以外のものとする。

## (4) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち、直接原価、間接原価以外の経費で、次に掲げるものとする。

### ア 一般管理費

建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、

租税公課、保険料、雑費等を含む。

#### イ 付加利益

当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

#### (5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税法及び地方税法に基づく額とする。

### 第4 積算価格の算定

積算価格の算定は、原則として次によるものとする。

#### 1 材料の価格等

積算価格の算定に使用する材料の価格等は、消費税相当分を含まないものとする。

#### 2 積算価格の算定方法

積算価格の算定は、次式によるものとする。

$$\text{積算価格} = (\text{業務費}) + (\text{消費税等相当額})$$

$$\begin{aligned} \text{業務費} = & \{(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})\} \\ & + (\text{一般管理費等}) \end{aligned}$$

#### 3 各構成費目の算定

##### (1) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する技術者の人件費とし、従事する技術者の職階、労務の数量の算定及びその基準日額等は、別途定める。

##### (2) 直接経費

直接経費は、事務用品費、旅費・交通費及び現場執務費等について必要に応じ計上するものとし、算定方法は、別途定める。

##### (3) その他原価

その他原価の算定は、次式によるものとする。

なお、 $\alpha$ については、別途定める。

$$\text{その他原価} = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

(4) 一般管理費等

一般管理費等の算定は、次式によるものとする。

なお、 $\beta$ については、別途定める。

$$\text{一般管理費等} = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

第5 設計変更

業務委託の設計変更積算価格の算定は、当初積算価格の算定に準じ、次式によるものとする。

$$\text{設計変更積算価格} = \text{設計変更業務費} + \text{消費税等相当額}$$

$$\text{設計変更業務費} = \text{変更業務費}^{\text{注)}} \times \frac{\text{直前の業務委託料}}{\text{直前の積算価格}}$$

注) 変更業務費とは、設計変更において算定された業務費をいう。

第6 細則

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に際して必要な事項は、整備計画局施設整備官が定めるものとする。

建設工事に係る事業監理業務積算価格算定要領  
(建築工事、設備工事及び通信工事に係る工事監理業務)

第 1 目的

この要領は、防衛省が発注する建設工事（工事の実施細目について（防整技第 7 1 6 7 号。2 8 . 3 . 3 1）第 2 第 1 号に規定する建設工事をいう。）に係る技術業務のうち、事業監理業務となる建築工事、設備工事及び通信工事に係る工事監理業務を委託する場合の積算価格を算定するために必要な事項を定めるものとする。

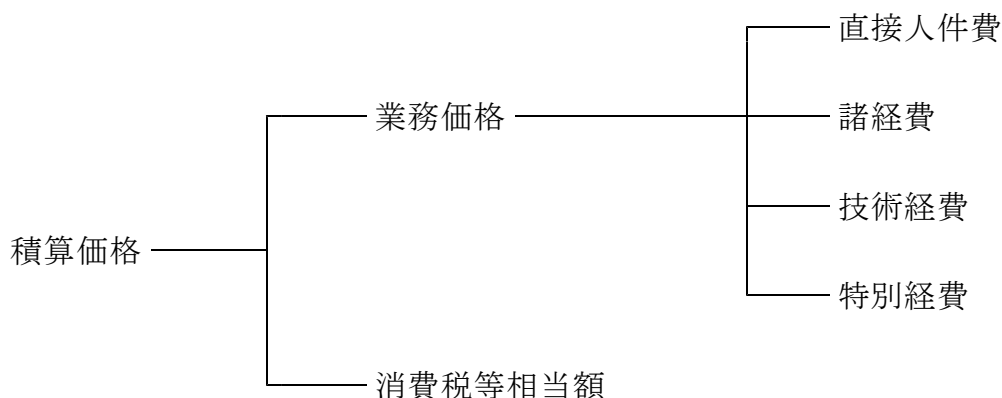
第 2 通則

積算価格の算定にあたっては、工事監理業務の内容等を十分勘案の上、設計図書、事業監理業務委託契約書及びこの要領に基づき適正に行うものとする。

第 3 積算価格

積算価格は、原則として次によるものとする。

1 積算価格の構成



2 積算価格構成費用の内容

(1) 直接人件費

直接人件費は、当該業務処理に従事する技術者の人件費とする。

## (2) 諸経費

諸経費は、工事監理業務の履行にあたって通常必要となる直接人件費以外の経費であって、印刷製本費、複写費、交通費等の工事監理業務に関して直接必要となる費用、建築士事務所を管理運営していくための必要な人件費、研究調査費、研修費、原価償却費、通信費、消耗品費等の費用（直接人件費及び特別経費を除く）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

## (3) 技術経費

技術経費は、工事監理業務において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

## (4) 特別経費

特別経費は、特許使用料その他の発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用の合計とする。

## (5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税法及び地方税法に基づく額とする。

## 第4 積算価格の算定

積算価格の算定は、原則として次によるものとする。

### 1 材料の価格等

積算価格の算定に使用する材料の価格等は、消費税相当分を含まないものとする。

### 2 積算価格の算定方法

積算価格の算定は、次式により積算する。

$$\text{積算価格} = (\text{業務価格}) + (\text{消費税等相当額})$$

$$\text{業務価格} = \{ (\text{直接人件費}) + (\text{諸経費}) + (\text{技術経費}) + (\text{特別経費}) \}$$

### 3 各構成費目の算定

#### (1) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する技術者の人件費とし、従事する技術者の職階、労務の数量の算定及びその基準日額等は、別途定める。

#### (2) 諸経費は、次式により算定する。

なお、諸経費率については、別途定める。

$$(\text{諸経費}) = (\text{直接人件費}) \times (\text{諸経費率})$$

### (3) 技術経費

技術経費は、次式により算定する。

なお、技術経費率については、別途定める。

$$(\text{技術経費}) = \{ (\text{直接人件費}) + (\text{諸経費}) \} \times (\text{技術経費率})$$

### (4) 特別経費

特別経費は、事務用品、旅費・交通費及び現場執務費等について必要に応じ計上するものとし、算定方法は、別途定める。

## 第5 設計変更

業務委託の設計変更積算価格の算定は、当初積算価格の算定に準じ、次式によるものとする。

$$\text{設計変更積算価格} = \text{設計変更業務費} + \text{消費税等相当額}$$

$$\text{設計変更業務費} = \text{変更業務費}^{\text{注)}} \times \frac{\text{直前の業務委託料}}{\text{直前の積算価格}}$$

注) 変更業務費とは、設計変更において算定された業務費をいう。

## 第6 細則

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に際して必要な事項は、整備計画局施設技術管理官が定めるものとする。